別紙様式３

大阪府養育費の履行確保等支援事業支給決定通知書

　　　年　月　日

郵便番号

住所

氏名　　　　　　　　　様

大阪府知事　　　　吉村　洋文

先にあなたから提出のありました大阪府養育費の履行確保等支援事業申請書に基づき審査し、次のとおり支給を決定したので通知します。

|  |
| --- |
| 文書番号：　 |
| ①氏名 | ﾌﾘｶﾞﾅ　　　 |
|  |
| ③養育費の取決めの対象となる児童 | ﾌﾘｶﾞﾅ | 生年月日 |
| 氏名 |
|  | 　　年　　月　　日 |
|  |
|  | 　　年　　月　　日 |
|  |
|  | 　　年　　月　　日 |
|  |
|  | 　　年　　月　　日 |
|  |
| ④支給対象事業 | 事業名 | 実支出額 | 申請額 |
| 養育費に係る公正証書等作成費用支援事業（公正証書による債務名義の作成費用） | 円 | 円 |
| 養育費に係る公正証書等作成費用支援事業（家庭裁判所の調停又は裁判に係る費用） | 円 | 円 |
| 養育費に係る保証契約における保証料支援事業 | 円 | 円 |
| 未払い養育費に係る強制執行申立費用支援事業 | 円 | 円 |
| 裁判外紛争解決手続（ADR）費用支援事業 | 円 | 円 |
| 合計額 | 円 | 円 |
| ③支給決定額 | 金円 |

（注意）

・支給決定した日の翌日から起算して概ね30日以内に、申請時に指定された口座へ支給します。

・この支給決定を受けた内容に変更があったこと等により、給付を取り下げようとするときは、この通知を受けた日から起算して15日以内に大阪府養育費の履行確保等支援事業支給申請取下書（別紙様式第５）により申請の取下げをすることができます。

・養育費保証契約を保証期間中に解約されたとき（養育費権利者の責によらない場合を除く。）、債務者が強制執行費用を支払ったとき、又は大阪府大阪府養育費の履行確保等支援事業実施要綱に定める要件に該当しない事実が明らかになったときは、同要綱第11条の規定による支給決定の全部または一部を取消、支給した額の全部又は一部を返還させる場合があります。

・虚偽その他不正な手段により支給を受けた者は、既に支給を受けた額の一部又は全部を返還していただきます。

・養育費需給状況報告書（別紙様式７）を、支給決定の属する年度の3月末までと、支給決定日の1年後の月末までの2回提出してください。